

別表

障がい種別		等級および割引種別	① タクシー給付券	② タクシー給付券 (戦傷病者及び 原爆被爆者用)	③ リフト付きタクシー給付券	
身体障がい者	視覚障害		1級から3級および4級の1	—	—	
	聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	2級および3級	—	—	
		平衡機能障害	—	—	—	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		—	—	—	
	肢体不自由	上肢		1級、2級の1、2	—	—
		下肢		1級から3級 (下肢障がい4～7級の障がいの複合により下肢の等級が3級以上となっている者を含む)	—	1級から3級 (下肢障がい4～7級の障がいの複合により下肢の等級が3級以上となっている者を含む)
		体幹		1級から3級	—	1級から3級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	—	—
			移動機能	1級から3級	—	1級から3級
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓、呼吸器または小腸の機能障害		1級、3級および4級	—	1級
		ぼうこう又は直腸の機能障害		1級および3級	—	1級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害		1級から4級	—	1級
	知的障がい者		AおよびB1	—	—	
戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表に規定する障がいの程度が次のもの		—	—	項症	—	
その他		大阪市で、身体障害者旅客運賃割引規則の1種として認める者	—	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第3条の規定に基づき被爆者健康手帳の交付を受けているもの	—	

(注)上記の障がい種別および等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成22年4月1日現在)によるものである。